



危険空き家等の除却費用を補助します

倒壊等のおそれのある危険な空き家、無接道地内の空き家を除却する費用の一部を補助します。

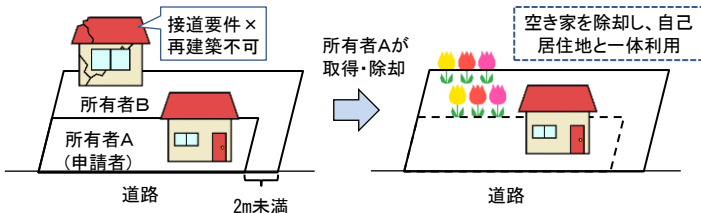
1 補助の内容

- 危険空き家等を除却する費用の 4 / 5 の額
▷ 上限額 50万円

2 補助の対象となる空き家

- 市の空き家台帳に登録されている又は概ね 1 年以上使用されていない空き家で次のいずれかに該当するもの。
 - (1) **危険空き家住宅**（大きな傾き、屋根・外壁の大きな破損等）※要綱別表の基準で100点以上のもの
 - (2) **無接道地内の空き家敷地**に隣接する土地所有者が取得した空き家
※当該空き家と敷地を取得し、解体後、自己所有地と居住用に10年以上一体利用すること。
- ※事前調査で対象空き家に該当するとされたものに限る。

(2) 無接道敷地空き家のイメージ



3 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。
 - (1) 除却する空き家の所有者であること
 - (2) 市税の滞納がないこと
 - (3) 無接道敷地空き家の場合は、当該空き家及び敷地を取得した隣地所有者であること

4 補助の対象となる費用

- 空き家の除却工事費。ただし、家財道具等の処分費等は除く。（全て解体し更地にする事。）

5 申請受付期間

- 市ホームページを確認ください。（予算に達するまで）

※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

【申請窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278



6 申請等の手続き

- 交付申請前に事前調査の申請が必要です。
補助対象空き家に該当するか調査します。

事前調査申請（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 事前調査申請書
- (2) 付近見取り図、現況写真
- (3) 登記簿又は固定資産税課税明細書の写し
- (4) 無接道敷地空き家の場合は、無接道敷地及び隣接する自己所有地の登記簿、公図、写真

事前調査 → 結果通知（市→申請者）

現地調査をし、その結果を通知

交付申請（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書、誓約書兼同意書
- (2) 事前調査結果通知書の写し
- (3) 工事見積書及び内訳明細書、工程表
- (4) 位置図、着工前の写真
- (5) 市税を滞納していないことの証明書
- (6) 共有物件の場合は紛争等に関する誓約書
- (7) 相続人の場合は、相続関係を確認できる書類
- (8) 無接道敷地空き家の場合は、空き家及び敷地を取得したことがわかる書類

交付決定通知（市→申請者）

工事の着工・完了

補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書、事業完了実績報告書
- (2) 解体工事費用の領収書の写し
- (3) 工事施行後の写真 等

補助金の交付（市→申請者）